

地方独立行政法人福岡市立病院機構
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第4期計画）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 目標及び取組内容

目標1：子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合を令和13年度末までに25%以上にする。

（参考）令和3年度～令和7年12月1日時点実績 25.0%

<取組内容>

- (1) 育児等に関する勤務条件等をまとめた「パパ・ママサポートの手引」を適宜改定し、周知徹底する。
- (2) 職員が育児休業を取得する場合には、職場の状況に応じ、有期職員、正規職員又は再雇用職員を配置するなど、業務が円滑に遂行できる体制を維持するとともに、職員が安心して休暇を取得できる環境作りに努める。

目標2：令和13年度まで毎年度、当該年度に子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率を90%以上にする。

（参考）令和6年度実績 84.2%

<取組内容>

- (1) 配偶者が出産を控えている職員に対し、所属より「パパ・ママサポートの手引」を配付し、育児休業及び出産・育児支援休暇の積極的な取得を促す。

目標3：職員の年次有給休暇の年間平均取得日数を令和13年度末までに13日以上にする。

（参考）令和6年度実績： 12.2日

<取組内容>

- (1) 年次有給休暇を計画的に取得できるよう、職員及び所属長に周知徹底する。